

保子支第337号
平成21年4月22日

施設長 [REDACTED] 様

さいたま市保健福祉局子ども未来部
子育て支援課長 宮田英男
(公印省略)

児童養護施設における適切な処遇の徹底について（通知）

先般の施設職員と入所児童の事故については、指定管理者の指定を受けている社会福祉法人が管理運営する施設として、職員に対する指導、研修等が徹底されない中で発生したことは否めない事実であり、極めて残念でならない。

については、本日の臨時実態調査に対して全面的に協力するとともに、下記のとおり早急に執行されたい。

なお、施設の運営に際し、危機管理意識を持って事故の再発防止に努め、入所児童の権利擁護と健全育成に当たられたい。

記

- 1 事故が発生した場合、速やかに第一報を当課及び児童相談所に対して行うとともに、正確な情報の把握に努め、報告を継続的に行うことについて、厳守すること。
- 2 入所児童の処遇について守るべき理念や行動の規範を共有し、共通の価値観、判断基準に基づいて行動するように、施設職員（非常勤職員を含む。）に対する指導、研修等を継続的に実施すること。
- 3 [REDACTED] に在学する学習ボランティアに対して、該当児童から事故事実を告知された際の詳細な情報の把握に努め、速やかに当課に報告すること。
- 4 該当児童の保護者に対して、事故の詳細について丁寧な説明に努めるとともに、該当児童へのアフターケアの状況について継続的な連絡を行うこととし、該当児童への処遇について理解を求めること。

改善勧告書

保子子支第500号

平成21年5月7日

社会福祉法人 [REDACTED]
理事長 [REDACTED] 様

さいたま市長 相川 宗一

[REDACTED] 指定管理者基本協定書に基づき貴法人が管理する児童養護施設の運営について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規定による立入検査を実施したところ、同法第45条第1項に規定する厚生労働大臣が定める児童福祉施設の最低基準に達していないと認められるため、次のとおり必要な改善を勧告する。

- 1 貴法人における一部職員の資質は、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が入所児童を指導し、育成することを保障するという児童福祉施設最低基準の趣旨から逸脱しており、また、職員に対し、その資質向上のための研修機会を確保しなければならないという規定に違反していることから、速やかに必要な措置を講ずること。
- 2 貴法人における一部職員の行為は、施設に入所するすべての児童の心身に有害な影響を与えるものであり、同基準に著しく抵触する行為であることを鑑み、入所児童の心のケアを最優先の課題として認識するとともに、速やかに最善の措置を講ずること。
- 3 今回の事故は、社会的影響が大きく、その責任の所在を明確にすること及び管理監督者としての責任を問うことは法人として不可欠であることから、事故の公表についての必要性を認識すること。ただし、入所児童の心のケアを最優先の課題とする前項の勧告を踏まえ、入所児童のプライバシーが決して侵されることのないよう最大限の配慮をして適切に対応すること。
- 4 前3項の勧告に係る課題の解決に向けて、貴法人としての改善計画を書面で報告すること。

この勧告に従わない場合は、児童福祉法第46条第3項の規定により必要な改善を命ずることがあります。

児童養護施設における施設職員と入所児童の施設内虐待事件について

1 事件の概要

市が指定管理者として社会福祉法人に管理運営を委託している児童養護施設の非常勤職員が、4月上旬から中旬まで複数回にわたり、自宅において入所児童と性的な関係を持った事件について、4月20日付けで当該施設から報告書が提出された。当該職員は4月17日付けで解雇されている。

2 改善勧告までの経過

児童養護施設の施設長宛に、4月22日付けで適切な処遇の徹底について指導通知を発するとともに、同日、児童福祉法に基づく立入調査を実施し、施設長、主任児童指導員及び被害児童の処遇を担当する施設職員から、事件経緯や被害児童の養護環境等について事情を聴取した。

この立入調査の結果に基づき、社会福祉法人の理事長宛に、当該施設が児童福祉施設の最低基準に達していないとして、5月7日付けで必要な改善を勧告し、法人としての改善計画書の提出を求めた。

3 社会福祉法人としての責任

児童養護施設を管理運営する社会福祉法人として、責任の所在を明確化すべきであり、その社会的責任を問われるべき立場にある当該法人の理事長に対して、改善計画書の提出とともに、相応の責任を求めた。

4 事件の公表と告発

事件については、社会的にも公表の必要性は認識していたが、被害児童を含めた入所児童の養護環境や心理面への影響を重要視し、最善の措置として公表を控えた。

また、当該職員の行為は、埼玉県青少年健全育成条例第19条の規定に違反するものであるが、被害児童が将来に向けて心身ともに健やかに育成できるよう本人の意思を最大限に考慮し、告発を控え、見守ることとした。

5 指定管理者の処分

市は、社会福祉法人に対して、改めて改善計画書の提出を求め、立入調査等を必要に応じて行うなど、引き続き指導、監督を徹底していくこととした。

また、市は、指定管理者の指定の取消しや業務の全部又は一部の停止を命ずるなど、指定管理者の処分を行なうことができるとされているが、入所児童の処遇を第一義的に考え、当該処分を行わないこととした。

平成21年6月24日

さいたま市長 様

社会福祉法人
理事長

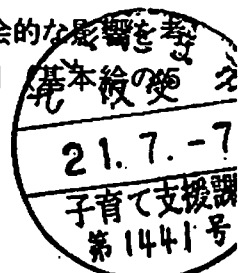
平成21年5月7日付保子支第500号による改善勧告書の4を受けて、次のとおり改善計画書を提出します。

- 1 児童養護施設[]の職員の専門性及び資質向上を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 職員に別紙1の研修計画に基づき研修を実施し、受講した職員には施設長へ研修報告書を提出させます。
 - (2) 研修計画終了後は、3ヶ月に1回ケア会議を開催し、性的事項に係る事例検討を行い、継続的に再発防止を図ります。
 - (3) 実習生及びボランティアには、「児童養護施設の現状」、「被虐待児の行動特性」、「性化行動への巻き込まれ」など、児童への対応上の留意点についてボランティアの依頼時や実習生のオリエンテーション時に説明・解説します。

- 2 子どものプライバシーや人権を最大限に配慮し、子どもへの心のケアを当該児童はもとより、その他の入所児童に対して次のとおり対応実施していきます。
 - (1) 当該児童への対応
本児の最近の心理所見によると、本事故における当該旧職員との離別が意識化されておらず、現状における本児への状況説明が必要とされます。その後、本児の成育歴から家族との離別体験を客観的に整理していくことが妥当ということでもあります。以上の所見から次の対応を行います。
 - ① 本児が信頼関係を寄せる第三者による状況説明を行います。
 - ② 将来に向けての視点と現在の生活上の振り返りのため、感情の整理と今後の行動について、担当職員と個別面談を行います。(1回/週)
 - ③ 心理士と定期的に個別カウンセリングを行い、「自分史づくり」の作成を促し、家族との離別体験などを整理していきます。(2回/月)

 - (2) 他児童への対応
 - ① 本事件の概要を聞いていると思われる児童については、施設長・主任・副主任のうちの2名が個別に面談して、事故の情報拡散防止のための留意事項の説明をします。(6月末日終了予定)
 - ② 中学生以上の児童を対象として、児童会等で男女交際における留意点などの性教育を行います。

- 3 施設の適切な管理運営を行うにあたり、児童養護の社会的信用を喪失させた社会的な影響を考慮し、職員の管理監督者としての責任を鑑み、5月24日付で施設長を減給1ヶ月(基本給の5%)による懲戒処分に課しました。



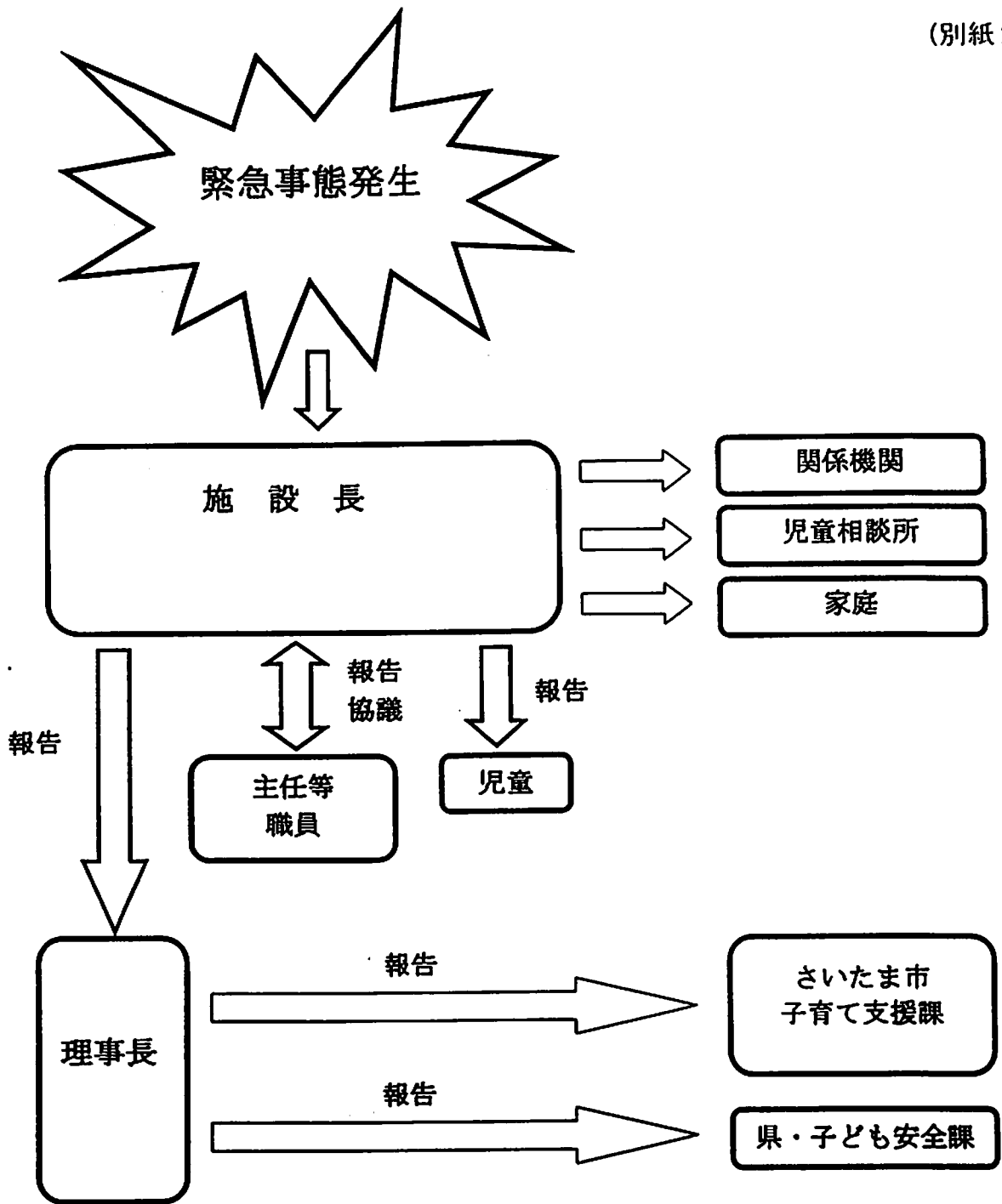
- 4 その他、事故が発生した場合は、別紙2の事故発生報告経路表に基づき、施設長は速やかに理事長をはじめ、関係各所に報告することとします。

研修計画

日時	研修名称	研修内容	講師等	対象	予備日
6/10 (水) (10:30~ 12:00)	性教育	児童養護施設において性教育が特に必要とされる理由とその実践方法の紹介	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	直接処遇職員 宿直専門員	6/11日、 6/12日
7/1 (水) (10:30~ 12:00)	性化行動への巻き込まれ	児童養護施設職員が入所児童の性的な行動や偽成熟性に対して、理性的判断をなくしてしまう危険性について。	施設心理士	直接処遇職員 宿直専門員	7/1日夕方 7/7日
7/8 (水) (10:50~11: 30)	児童養護施設職員としての倫理綱領	ソーシャルワーカーに必須とされる倫理感と厳守すべきこと	施設長	全職員対象	調整中
7/15 (水) (10:00~ 12:00)	民主的な施設運営と適切な職員配置	施設運営の透明性の確保と専門性を高める人材育成	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	全職員対象 法人	調整中
9/2 (水) (10:30~ 12:00)	社会福祉従事者の心構え	福祉の心と支援する人のあり様	理事長	全職員対象	調整中
9/9 (水) (10:30~ 12:00)	ワークショップ 《恋愛か権利侵害か》	入所児童と職員との適切な関係性の維持と共通認識について	施設長	直接処遇職員 宿直専門員	調整中
10/1 (水) (10:00~ 12:00)	性と人権	性的自己決定と子どもの性行動について	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	直接処遇職員 宿直専門員 法人	調整中
11/4 (水) (10:30~ 12:00)	今回の事故に対する振り返り	福祉の現場で事故が起きる要因とその克服のための実践について	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	直接処遇職員 宿直専門員 法人	調整中

【注記】

※やむを得ず、研修に参加できなかった職員については、施設長又は主任、副主任が予備日に実施する。



※1緊急事態とは、入所児童の生命の安全に係る重要事項、施設の対外的信用に係る重要事項、法人の管理監督責任に直接関与する法務、財務・資産・職員に関する重要事項で、緊急的対応が必要と判断される事態

※2緊急事態が発生した場合、理事長は必要に応じてさいたま市子育て支援課へ報告、協議にもとづき必要な場合は県・子ども安全課等、関係機関に報告を行う。

※3 緊急事態が発生した場合、施設長、理事長、子育て支援課の連絡は敏速に行い、その後の対応等について連携を密に行う。

※4 主任等とは、主任、副主任、リーダーを言う。

研修費用

研修名称	費用合計	費用内訳
性教育	■■■■	[非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
性化行動への巻き込まれ	■■■■	[非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
児童養護施設職員としての倫理綱領	■■■■	[非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
民主的な施設運営と適切な職員配置	■■■■	[講師料] ■■■■ [非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
社会福祉従事者の心構え	■■■■	[非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
ワークショップ 《恋愛か権利侵害か》	■■■■	[非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
性と人権	■■■■	[講師料] ■■■■ [非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
今回の事故に対する振り返り	■■■■	[講師料] ■■■■ [非常勤職員の賃金及び旅費] ■■■■
合計	■■■■	

平成21年 7月7日

さいたま市長 様

社会福祉法人
理事長

平成21年5月7日付保子支第500号による改善勧告書の4を受けて、平成21年6月24日付で改善計画書を提出したところですが、
を管理運営する社会福祉法人の理事長としての社会的責任を鑑み、以下の対応を取ることといたします。

- 1 早急に臨時の理事会を開催して、現理事長は辞任することとし、当法人は新たに選任される理事長のもとで、社会的信用の回復と事件の再発防止に努めます。
- 2 解雇した非常勤職員が被害児童と接触しない状況を保持するように、責任を持って対応します。
- 3 埼玉県青少年健全育成条例第19条などの規定に抵触する行為に対する取扱いについては、今後も継続して関係機関と協議をしながら、被害児童の心のケアを考慮し、慎重な対応を取ります。

